

介護費用と家族介護の評価に関する日韓比較

マスダ マサノブ
増田 雅暢*

目的 日本と韓国において要介護高齢者を抱える家族の介護費用負担額や負担感などを調査することにより、介護保険制度導入後の介護費用の状況を把握するとともに、日韓比較により介護費用負担に関する両国の特徴を分析する。あわせて、介護手当の導入の是非について意識調査を行い、今後の介護者支援の方策について検討する。

方法 本研究は、日韓において在宅で要介護高齢者を介護している家族介護者を対象に、日本では3市、韓国では2市において、留置調査と面接調査を併用して実態調査を行った。

結果 日本では、毎月の介護費用は、月額平均43,800円、介護サービスの利用に伴う毎月の負担額は、月額平均26,100円であった。日本の先行研究では、介護保険導入前の1993年では、月額34,146円、導入直後の2002年では、月額38,928円であった。一方、韓国では、月額平均45.5万ウォン（約3.4万円）、介護サービスの自己負担額は、月額平均23.4万ウォン（約1.7万円）であった。介護手当の導入については、日本では54%の人が、韓国では75%の人が賛成した。手当の水準については、日本よりも韓国の方が高い水準を希望している人が多かった。

考察 日韓比較において大きな相違が2点みられた。ひとつは、介護費用の負担者の相違である。日本では全体の3分の2は要介護者本人であるが、韓国では、同居・別居の子どもが全体の3分の2であった。韓国では、国民皆年金の歴史が浅く、高齢者の年金等の所得水準が低いことや、「親孝行」の精神から、子どもが親の介護費用を負担するという考えが一般的であるということが考えられる。もうひとつは、介護サービスの利用に伴う自己負担額の負担感に関する認識の相違である。日本では、負担に感じる人は全体の3分の1であるのに対し、韓国では全体の7割が負担を感じている。韓国では、負担者が介護者である子ども自身であることや、介護保険の自己負担割合が日本よりも高いことによるものと考えられる。介護手当については、ドイツの介護保険では制度化されているが、日本では制度がなく、韓国では小規模の制度が存在しているにすぎない。日韓とも、家族介護者から導入の要望が高いことを考慮すると、今後、介護者支援の観点から制度化に向けて検討を進める必要があると考えられる。

キーワード 介護保険、介護費用負担、家族介護、介護手当

I はじめに

本格的な介護保険制度は、ドイツにおいて1995年1月から実施、次いで、日本において、ドイツを参考に制度が創設され2000年4月から

実施、さらに、韓国において、日本とドイツを参考に制度が創設され2008年7月から実施されている¹⁾。

介護保険制度創設の理由のひとつに、要介護高齢者本人やその家族の介護費用の負担軽減がある。日本の介護保険制度では、要介護高齢者が在宅で介護サービスを利用する場合、要介護

* 岡山県立大学保健福祉学部保健福祉学科教授

度別の支給限度額の範囲内であれば介護費用の1割の自己負担で訪問介護等の介護サービスを利用できる。たとえば、10万円分の介護サービスを利用したとしても、自己負担は1万円となる。残りは、介護保険制度から保険給付される。施設サービスの場合にも自己負担割合は1割である。なお、食費および居住費については自己負担となる。介護保険の利用により、介護費用負担は大幅に軽減される。

韓国の場合、在宅サービス利用の自己負担割合は1.5割、施設サービス利用の自己負担割合は2割とされている。日本よりは少し負担割合の率が高いが、介護保険により介護費用負担が低く抑えられている状況は同じである。

そこで、本研究では、介護保険制度の導入後、日本および韓国の要介護高齢者を抱える世帯において、介護費用負担がどの程度になっているか、介護サービスの自己負担はどのくらいか、介護費用の負担者は誰か、自己負担額について負担と感じているかどうかなど、介護費用をめぐる状況について調査・分析した。これにより、介護費用の負担軽減という介護保険制度創設のねらいがどの程度達成されたのかどうかについて考察した。

また、今回の調査では、介護手当制度の導入の是非についても意識調査を行った。後述するとおり、介護手当制度の導入については、わが国の介護保険制度創設の検討時点において論点のひとつであったが、あらためて今回の意識調査結果から今後の介護保険制度の課題について考察した。

Ⅱ 研究方法

本研究の調査対象者は、日本・韓国において要介護認定を受けている在宅要介護者の主たる家族介護者である。今回の調査では、家族介護者は、日韓とも女性が男性よりも割合が高く、日本の男性介護者は2割、韓国の男性介護者の割合は15%であった。年齢については、日本では60代が3割以上で高く、次に50代であるが、韓国では50代が4割弱で高く、次に40代が3割

表1 毎月の介護費用の日韓比較

(単位 %)

日 本		韓 国	
2,000円未満	2.2	2万ウォン未満	1.1
2,000～5,000円未満	2.4	2～5万ウォン未満	1.1
5,000～1万円未満	5.2	5～10万ウォン未満	5.1
1～2万円未満	13.9	10～20万ウォン未満	18.9
2～3万円未満	12.8	20～30万ウォン未満	18.1
3～5万円未満	17.4	30～50万ウォン未満	23.1
5～10万円以上	15.4	50～100万ウォン未満	20.7
10万円以上	8.4	100万ウォン以上	12.0
不詳	22.4	不詳	0
平均(千円)	43.8	平均(万ウォン)	45.5
自己負担平均(千円)	26.1	自己負担平均(万ウォン)	23.4

注 有効回答数は、日本が1,122、韓国が910

以上を占めていた。

調査の実施期間は、日本が2010年10月から11月、韓国が2010年8月から10月までであった。調査の方法としては、日本は留置法を用い、韓国は面接法を用いた。調査地域は、日本がH市、I市、J市であり、韓国がA市とB市であった。調査対象者は、日本が1,570人、韓国が1,080人であるが、分析対象は、日本が1,500ケース(回収率95.5%)、韓国が993ケース(同91.1%)であった。

介護費用に関する質問項目は、毎月の介護費用(交通費や介護用品の代金、介護保険以外の福祉サービスの利用費用などすべて)、介護サービスの利用に伴う自己負担額、自己負担額に対する負担感、要介護状態になってからの生活費の変化であった。また、介護手当に関しては導入に対する賛否であった。

なお、本研究の倫理的配慮については、主任研究者の所属機関の倫理委員会の承認を得てから調査が実施された。

Ⅲ 結 果

(1) 介護費用について

1) 日本の状況

日本では、毎月の介護費用は、平均43,800円であり、介護サービスの利用に伴う毎月の自己負担額は、平均26,100円である(表1)。この金額の水準の評価については、後述するとおり、先行研究と比較しながら考察する。

介護費用の分布は、1万円未満が9.8%、1～2万円が13.9%、2～3万円が12.8%、3～5万円が17.4%、5万円以上が23.8%となっている。

介護費用の負担は、「本人」が64.1%、「配偶者」が15.3%、「同居の子ども」が15.9%、「別居の子ども」が1.6%、「子どもが配分」が1.5%となっている（表2）。

自己負担額の負担の程度については、「非常に負担に感じられる」が5.8%、「かなり負担に感じられる」が29.0%、「あまり負担に感じられない」が58.1%、「まったく負担に感じられない」が7.0%である（表3）。

表2 介護費用の負担者

	(単位 %)	
	日 本	韓 国
要介護者本人	64.1	15.2
要介護者の配偶者	15.3	15.8
要介護者の同居の子ども	15.9	36.1
要介護者の別居の子ども	1.6	8.4
要介護者の子どもが配分	1.5	20.2
借入	0.1	0.4
その他	1.5	3.9

注 有効回答数は、日本が1,488、韓国が805

表3 介護サービスの利用に伴う自己負担額の負担に対する認識

	(単位 %)	
	日 本	韓 国
ケース合計	1 457	798
非常に負担に感じられる	5.8	18.3
かなり負担に感じられる	29.0	52.0
あまり負担に感じられない	58.1	23.6
まったく負担に感じられない	7.2	6.1

注 有効回答数は、日本が1,457、韓国が798

表4 介護手当に関する意見

日 本	(単位 %)		韓 国
介護手当についての考えについて			
日本でも導入した方がよい	53.9	賛成	75.1
導入する必要はない	6.9	反対	8.9
わからない	39.2	わからない	16.0
(付問) 介護手当の水準について			
訪問介護員と同じ水準がよい	42.7	訪問介護員と同じ水準がよい	53.0
4分の3程度の水準がよい	13.2	4分の3程度の水準がよい	9.7
半分くらいの水準がよい	33.2	半分くらいの水準がよい	14.6
4分の1くらいの水準がよい	5.3	4分の1くらいの水準がよい	1.0
訪問介護員よりも高い水準がよい	5.7	訪問介護員よりも高い水準がよい	21.7

注 有効回答数は、日本が1,461、韓国が949

介護が必要になってからの世帯の生活費の変化は、「減った」が17.2%、「かわらない」が52.2%、「増えた」が30.6%である。生活費が増えた程度については、「1割程度」が26.6%、「2割程度」が34.2%、「3割程度」が25.0%、「4割程度以上」が14.2%となっている。

2) 韓国の状況

韓国の場合、毎月の介護費用は、平均45.5万ウォン（2012年10月現在の為替レートでは、約3.4万円）、介護サービスの自己負担額は、23.4万ウォン（同約1.7万円）である（表1）。

介護費用の分布は、10万ウォン未満が7.3%、10～20万ウォンが18.9%、20万～30万ウォンが18.1%、30～50万ウォンが23.1%、50万ウォン以上が32.7%となっている。

介護費用の負担は、「本人」が15.2%、「配偶者」が15.8%、「同居の子ども」が36.1%、「別居の子ども」が8.4%、「子どもが配分」が20.2%となっている（表2）。

自己負担額の負担の程度については、「非常に負担に感じられる」が18.3%、「かなり負担に感じられる」が52.0%、「あまり負担に感じられない」が23.6%、「まったく負担に感じられない」が6.1%である（表3）。

介護が必要になってからの世帯の生活費の変化は、「減った」が15.7%、「かわらない」が42.4%、「増えた」が41.9%である。生活費が増えた程度については、「1割程度」が36.9%、「2割程度」が34.2%、「3割程度」が21.4%、「4割程度以上」が7.5%となっている。

(2) 介護手当について（表4）

介護手当については、質問では、ドイツの介護保険制度では、家族が居宅で介護をしている場合には介護手当という現金給付の仕組みがあるが、これについてどう思うのか尋ねた。

日本では、「介護手当を導入した方がよい」とする人が53.9%、「導入する必要はない」が6.9%と、導入に賛成する人が多数を占

めている。男女別では、「導入した方がよい」とする人は、男性の中では53.0%、女性の中では54.4%と差がない。介護者の年齢別では、高齢者層（60歳以上）よりも中高年層（40歳未満から50代）の方が、「導入した方がよい」とする人の割合が高い。

一方、韓国では、日本以上に現金給付である介護手当に賛成する人が多く、「導入した方がよい」が75.1%、「導入する必要はない」が9%となっている。

介護手当の水準では、「訪問介護員と同じ水準」とする人が、日本では42.7%、韓国では53.0%となっている。「半分くらい水準がよい」とする人は、日本では33.2%であるが、韓国では14.6%と少ない。介護手当の水準に関し

表5-1 要介護度と介護費用との関係（日本）

(単位 %)

	1.5万円未満	1.5~3万円未満	3~5.25万円未満	5.25万円以上
合計	21.2	25.8	28.9	24.1
要介護1	35.0	34.2	19.0	11.8
要介護2	23.4	34.4	30.1	12.1
要介護3	14.4	21.6	30.2	33.8
要介護4	17.4	19.0	30.3	33.3
要介護5	7.5	9.6	40.4	42.5

表5-2 要介護度と介護費用の関係（韓国）

(単位 %)

	20万ウォン未満	20~30万ウォン未満	30~60万ウォン未満	60万ウォン以上
合計	26.1	31.8	19.0	23.1
等級外	36.6	27.9	12.6	23.0
3等級	23.7	36.5	19.7	20.1
2等級	25.6	23.2	23.2	28.0
1等級	16.7	30.8	21.8	30.8

表6 介護保険制度の利用限度額に対するサービスの利用の程度

(単位 %)

介護保険制度の利用限度額に対してどのくらいの割合までサービスを利用しているか			
日本		韓国	
利用限度額を超えて	7.1	利用限度額を超えて	11.5
ほぼ利用限度額まで	28.8	ほぼ利用限度額まで	49.8
利用限度額の半分以上	24.3	利用限度額の半分以上	10.7
利用限度額の半分以下	26.8	利用限度額の半分以下	7.6
まったく使っていない	1.9	まったく使っていない	12.0
わからない	11.0	わからない	8.3

ては、総じて、韓国の方が高めの答えとなっている。

Ⅳ 考 察

(1) 介護費用について

日本と韓国の介護費用に関する調査項目を比較すると、大きな違いが2つある。

ひとつは、介護費用の負担者の相違である（表2）。日本では、全体の3分の2は、要介護者本人である。残りは、配偶者と同居の子どもが各15%である。

一方、韓国では、要介護者本人は15%にすぎない。負担者としては子どもが中心であり、全体の3分の2となる。その内訳は、同居の子どもが36%と全体の約3分の1を占めるほか、子ども同士で配分するというのが20%と全体の5分の1を占めている。

その背景には、韓国では「国民皆年金」の歴史が浅いため、高齢者の年金等の所得水準が低いことや、「親孝行」の精神から、子どもが親の介護費用を負担するという考えが一般的である、ということが考えられる。

もうひとつは、介護サービスの利用に伴う自己負担額の負担に対する認識の相違である（表3）。

日本では、負担を感じる人（「非常に負担に感じられる」と「かなり負担に感じられる」の和）は、全体の34.8%であるのに対し、負担を感じない人（「あまり負担に感じられない」と「まったく負担に感じられない」の和）は65.3%と、全体の3分の2の人は、負担感がないと回答している。

一方、韓国では、負担を感じない人は29.7%であるのに対し、負担を感じる人は70.3%と、全体の7割にのぼる。この背景には、韓国では、日本と異なり負担者が要介護者本人よりも介護者の子ども自身であることが多いことや、介護保険制度の自己負担割合が、在宅サービスは15%、施設サービスは20%と、日本の10%と比較して高いことによるものと考えられる。

介護費用と要介護度との関係をみたクロス集

計の結果は、表5-1、5-2のとおりである。

これを見ると、日本・韓国とも、要介護度が重くなるにしたがって、介護費用が増加していることがわかる。なお、日本の要介護度は、数値が大きくなるにしたがい要介護の度合いが重くなるが、韓国の要介護度は、1等級が最も重く、等級の数値が大きくなるにしたがって軽くなる。現時点では、韓国の介護保険は、中重度の要介護者が対象となっている。

また、介護保険制度において、居宅介護の場合には、要介護度に応じて介護保険からの支給限度額が設定されている。いわばサービスの利用限度額でもあるが、この利用限度額に対して、どの程度までサービスを利用しているのか尋ねたものが、表6である。

これを見ると、日本の場合、「利用限度額を超えて」と「ほぼ利用限度額まで」を合わせると35.9%であり、「利用限度額の半分以下」の人も約3割にのぼる。これに対して、韓国では「利用限度額を超えて」と「ほぼ利用限度額まで」を合わせると61.3%の多さになっている。「利用限度額の半分以下」および「まったく使っていない」人は合わせて2割である。

日本の介護保険制度の統計をみると、全国的にも支給限度額の半分程度の利用にとどまっている。これは、利用率が低いというよりも、支給限度額の水準が比較的高いことによるものと考えられる。他方、韓国の場合、支給限度額の水準が高くないことや、介護事業者によるサービスの利用の誘導によるものと考えられる。

(2) 先行研究との比較

介護保険制度導入前の介護費用の調査として、(財)長寿社会開発センターによる調査結果²⁾がある(以下、1993年調査)。これは、1993年2月の1カ月間、在宅で高齢者の介護をしている全国20市町の世帯を対象に、在宅介護費用の実態を調査・分析したものである。調査結果は、551世帯から有効な回答を得ている。介護保険制度導入以前における在宅の介護費用の実態を明らかにしたのものとして、重要な調査結果である。

それによると、何らかの介護費用の支出があった553世帯全体の平均値は、月額3万4146円となっている。その内訳については、寝具・衣類関係が6,343円(18.6%)、排せつ介助関係が8,276円(24.2%)、その他介護用品が3,347円(9.8%)、医療関係が6,037円(17.7%)、福祉等サービスが6,882円(20.2%)、その他の費用が3,261円(9.6%)となっている。

介護費用の分布をみると、1万円未満が18%、1～2万円が26.5%、2～3万円が18.9%、3～5万円が17.9%、となっている。

また、この調査結果において、特徴的な現象をあげると、①介護費用が10万円以上かかっている層をみると、福祉等サービスのウエイトが約半分を占めており、その内容は、家政婦等の民間ヘルパーの費用であること、②障害の程度と介護費用は相関しないこと、等がある。

介護保険導入後の介護費用を調査分析したものとしては、(財)家計経済研究所による調査結果³⁾(以下、2002年調査)がある。これは、東京都区部における介護保険対象者あるいはその他の公的福祉サービス利用者の中の高齢者夫婦のみ世帯を調査したものである。対象世帯数は132世帯である。介護費用だけでなく、世帯の所得についても調査している。

2002年調査では、介護費用の平均は、38,928円である。1993年調査の34,146円よりも14%増しであるが、所得・物価水準が全国平均よりも高い東京都区部の数値であるので、ほぼ類似の水準ということもできる。その内訳は、寝具・衣類関係が2,273円(5.8%)、排せつ介助関係が1,466円(3.8%)、その他の介護用品が3,405円(8.7%)、医療関係が9,944円(25.5%)、介護・福祉サービス関係が14,773円(37.9%)、その他の介護費用が7,063円(18.2%)となっている。

ここで注目すべきは、介護・福祉サービス関係の中の保険対象分(5,921円)である。これは介護保険の自己負担分を示しているのので、実際の利用サービスの量は、自己負担の10倍の約6万円ということになる。1993年調査の中には、公的ヘルパー代や入浴サービス代が2,254円含

まれている。当時は所得水準によって利用者負担分が異なっていたが、仮に利用者負担が1割として、実際の利用サービスの量は約2万円となる。2002年調査は、介護保険制度導入により、利用サービス量が増えたことと、その一方で、介護費用負担は低く抑えられていることを示している。

介護費用の分布は、1万円未満が24.1%、1～2万円が25.3%、2～3万円が約19%、3～5万円が18.4%となっている。

この調査結果において、特徴的な現象をあげると、①介護保険導入前の1993年調査では、介護用品などのモノ中心であったが、導入後の2002年調査では、保険対象分・対象外の介護・福祉サービス関係というソフト中心に移行していること、②「医療関係」と「介護・福祉サービス関係」の費用の割合は、1993年調査の37.9%に対し、2002年調査では63.4%とそのウエイトが大きくなっており、サービス利用が急速に進んでいること、③要介護に介護費用がリンクしており、要介護度が重くなるにしたがって介護費用も高くなっていること等があげられる。

以上の先行研究と今回の調査を比較すると、先行研究の場合は、いわゆる「家計簿調査」といって細かな支出項目ごとに介護費用を算出しているのに対して、今回の調査は日韓比較に力点を置いたことの制約から介護費用全体の金額のみを尋ねており、概略であることは否めない。ただし、介護保険導入直後の介護福祉サービスの自己負担額が約14,700円(2002年調査)であったのに対して、今回の調査では26,100円とほぼ倍になっている。介護保険制度実施10年を過ぎて、介護サービス利用が一般化してきた現在においては、おおむね首肯できる数値であり、要介護者を抱える世帯の介護費用の平均的数値として受け取ることができると考えられる。

(3) 介護手当について

日本では、「介護手当を導入した方がよい」とする人が53.9%と、導入に賛成する人が多数を占めている。これは、介護保険制度の検討が

行われていたときに総理府(当時)が行った世論調査(1995年)でも、賛成が58.3%の多数となった結果と一致している。また、このときは、反対も30%台であったが、今回は、反対は7%と微小であり、「わからない」とする人が約40%となっている。

一方、韓国では、日本以上に現金給付である介護手当に賛成する人が多く、「導入した方がよい」が75.1%となっている。また、介護手当の水準について、日本よりも高めの水準を望む人の割合が大きい。

日本では、介護保険制度創設の検討段階において、介護手当の導入が大きな検討課題のひとつとなったが、女性を介護に縛り付ける等の情緒的反対や、民間の在宅サービスの利用拡大を抑制する等の反対論が強く、結局制度化されなかった⁴⁾⁵⁾。しかし、要介護高齢者を抱える家族においては、現時点でも賛成する人が多いことは注目に値する。

一方、韓国の介護保険制度では、離島など外部サービスの利用が困難な地域や、精神的疾患等により外部の介護者のサービスを利用しにくいなど、特別な状況に限って家族介護に対する現金給付が制度化されている。しかし、こうした制限的条件のため、利用度合いは極めて小さく、また、金額も月額15万ウォンという低額である。このため、介護手当の導入に賛成する人が多いとともに、その水準について高めを希望する人が多いのではないかと考えられる。

ドイツの介護保険制度では、在宅介護においては現金給付(介護手当)が制度化されており、在宅介護給付額の約6割は現金給付となっている。現金給付により家族等の介護者の労働を評価する仕組みは、ドイツばかりでなく、スウェーデンやイギリスなどヨーロッパ諸国では多くの例がみられる¹⁾。それに比べて、日本では現金給付の制度がなく、韓国では小規模の制度しかない。近年、高齢者介護保障政策における課題として、介護者支援が挙げられているが、その方策のひとつとして、本調査において家族介護者の要望が高い介護手当について検討を進めていく必要があるものと考えられる。

謝辞

本研究は、文部科学研究費「在宅要介護高齢者の看取りケアと地域ネットワーク・サポートの日韓国際比較研究」（主任研究者：金貞任東京福祉大学教授、平成21～23年度）の一環として行われました。筆者は、分担研究者として参加しました。調査実施にあたりご協力いただいた皆様方に心から感謝・お礼を申し上げます。

文 献

- 1) 増田雅暢. 世界の介護保障. 法律文化社 2008.
- 2) 岩田正美, 平野隆之, 馬場康彦. 高齢者在宅介護費用の研究. (財)長寿社会開発センター. 1993.
- 3) 介護保険導入後の介護費用と家計. (財)家計経済研究所 2003.
- 4) 増田雅暢. 介護保険見直しの争点. 法律文化社. 2003.
- 5) 菊池いずみ. 家族介護への現金支払い. 公職研. 2010.